

受注者各位

旭川建設管理部事業室 地域調整課長

工事・業務に関わる受注者の相談窓口の開設について

今般、当建設管理部発注の請負工事や委託業務において、受発注者の緊密な連携体制を整えることにより、一層の円滑な業務執行を可能とするため、工事・業務に関わる受注者の相談窓口を設けることといたしましたので、お知らせします。

なお、下記の窓口で相談されることにより、相談者(会社・個人)に不利益が生じることはありません。

記

1 対象

当建設管理部が発注した請負工事・委託業務を受注し、契約期間中の方を対象とします。

2 相談内容

受注した請負工事、委託業務で、契約期間中のものについて、以下のような内容のほか、どのような内容でも構いません。

- ・ 工事内容、業務内容の変更や、契約対象となる工事、業務の範囲に関すること
- ・ 工事や業務の条件変更や、それに伴う契約変更に関すること
- ・ 就業環境の改善に関すること

3 相談窓口

相談内容に加えて、工事名又は業務名、会社名、相談者の役職・氏名を記載の上、下記のメールアドレスのいずれか宛てに、電子メールで送付してください。

(建設管理部あて)

asahikawadoboku.kikaku1@pref.hokkaido.lg.jp

※メールの件名は、「工事・業務に関わる相談（旭川建設管理部地域調整課長あて）」
としてください。

(北海道建設部あて)

gikan.gijutu@pref.hokkaido.lg.jp

※メールの件名は、「工事・業務に関わる相談（建設部建設管理課技術管理担当課長あて）」
としてください。

(旭川建設管理部事業室地域調整課)